

土砂災害警戒区域の現地踏査を実施します

土砂災害防止法により、おおむね5年ごとに地形の改変や社会情勢の変化を反映させるための基礎調査の実施が定められているため、平成26年度土砂災害警戒区域等指定済箇所について、地形の改変や斜面の状態を確認する現地調査を行います。調査のため、調査員が土地に立ち入り、斜面などの状態を確認することがあります。調査の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

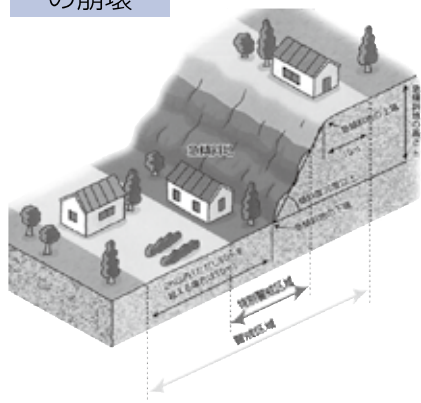
■ **期 間** 令和2年7月末～11月予定

■ **調査範囲** 三戸町内の「急傾斜地の崩壊・地すべり・土石流」の危険箇所
※土砂災害警戒区域などの指定箇所は町ホームページ、または県ホームページで確認できます。

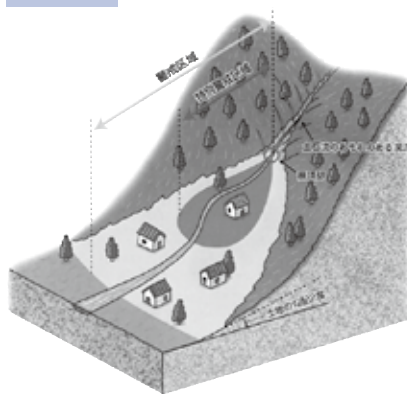
■ **実施機関** 青森県
(現地調査は、委託を受けた三八地域県民局長発行の身分証明書を携帯した業者が実施)

対象となる土砂災害のイメージ

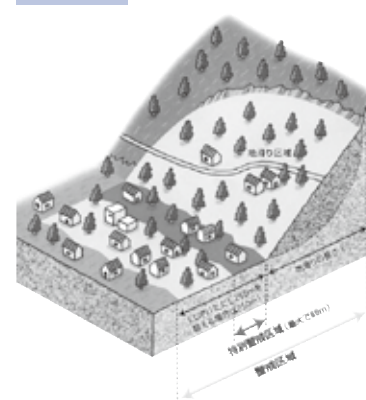
急傾斜地の崩壊



土石流



地滑り



指定区域内で行われる措置

土砂災害警戒区域 では、

土砂災害から生命身体を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行われるよう警戒避難体制の整備が図られます。【市町村】

警戒避難体制の整備



土砂災害特別警戒区域 では、

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して構造が安全であるかどうかの確認が必要となります。

【建築主事を置く地方公共団体】

土砂災害により居室を有する建築物に著しい損壊が生じるおそれのある所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【県】

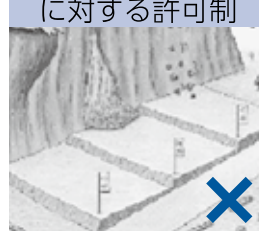
さらに

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準にしたがったものに限って許可されます。【県】

建築物の構造規制



特定開発行為に対する許可制



建築物の移転勧



【お問合せ先】

●三八地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課 ☎ 0178-27-5491

●三戸町役場 建設課 ☎ 20-1154